イ　機構関東地区における平成21・22年度建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者については、手続き開始の決定後、別途再審査により、一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ロ　機構関東地区における平成21・22年度建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること（上記イの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）。

ハ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ニ　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

ホ　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、「不誠実な行為」とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵（以下「かし」という。）が認められるにもかかわらず、かしの存在自体を否定する等の行為をいう。

ヘ　当機構東日本支社発注工事の工事成績について、申請書及び資料の提出期限の日から過去１年以内に60点未満のものがないこと。

ト　申請書及び資料の提出期限の日において、次の(イ)又は(ロ)の資格を有する者であること（元請けとしての実績に限る。）。

(イ)　単独申込み（設計業者が申込者の一員となる場合を含む。）の場合

次のａ及びｂの条件を満たす者（ｃに該当する場合は、ｂの条件を満たす者）

ａ　高層住宅建物（６階以上の住宅建物をいう。以下同じ。）の設計実績を有する者（共同企業体としての実績は、代表者の場合のものに限る。）

※　床及び床以外の主要構造部の全部または一部にプレキャストコンクリート部材を用いる場合は、公告日の前日までに「建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令」に規定する指定性能評価機関の「性能評価」（平成12年５月31日以前においては、（財）日本建築センターの構造評定」）が完了した設計実績その他これと同等の実績があること。

ｂ　平成11年４月１日から公告日の前日（平成21年８月30日）までの期間に、元請として完成後引渡しを済ませた同種工事の施工実績を有する者（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）なお、同種工事とは、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の高層（階数が６階以上）で、かつ、90戸以上の集合住宅の建設工事又は建築工事をいう。

ｃ　設計業者を申込者の一員とする場合には、次の(a)及び(b)の条件を満たす者

(a)　機構関東地区における平成21・22年度建築設計に係る一般競争参加資格の認定を受けている者で、一級建築士事務所登録のある者

(b)　ａの条件を満たす者

(ロ)　共同申込み（設計業者が申込者の一員となる場合を含む。）の場合

ａ　共同企業体の代表者は、(イ)の条件を満たす者

ｂ　共同企業体の代表者以外の構成員については、(イ)の条件を満たす者又は平成11年４月１日から公告日の前日（平成21年８月30日）までの期間に、元請として完成後引渡しを済ませた工事で、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の高層（階数が６階以上）の集合住宅の施工実績を有する者（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

ｃ　設計業者を申込者の一員とする場合には、次の(a)及び(b)の条件を満たす者

(a)　機構関東地区における平成21・22年度建築設計に係る一般競争参加資格の認定を受けている者で、一級建築士事務所登録のある者

(b)　(イ)ａの条件を満たす者

チ　施工体制に関し、次の(イ)から(ハ)に掲げる条件をすべて備えていること。

(イ)　会社としての「かし処理体制」が整備されていること。

(ロ)　施工に当たって、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制を取ることができること。

(ハ)　床及び床以外の主要構造部の全部または一部にプレキャストコンクリート部材を用いる場合は、（社）プレハブ建築協会の品質認定を受けたプレキャストコンクリート部材製造工場等を自ら保有していること、又は、提携工場として円滑に部材の供給が受けられること。

リ　次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること（共同申込みの場合は、特定建設工事共同企業体の全ての構成員が配置できること。）。

(イ)　一級建築士若しくは一級建築施工管理技士の資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

(ロ)　上記リ(イ)の有資格者として、平成11年４月１日から公告日の前日（平成21年８月30日）までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた、単独申し込み及び共同申込みの代表者にあっては上記(3)ト(イ)ｂ、共同申込みの代表者以外にあっては(3)ト(ロ)ｂに掲げる同種の工事の経験を有する者であること。

(ハ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ニ)　配置予定技術者は、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「恒常的な雇用関係」とは技術資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

ヌ　高層住宅建物に係る設計計画が適正であること（共同申込みの場合は、共同企業体として設計計画が適正であること。）。

ル　工事関連業務に係る配置建物基本実施設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある設計・施工業者でないこと。

ヲ　共同企業体の構成基準は上記(1)及び(3)イからルまで、及び次の(イ)に掲げる条件をすべて満たす者で構成され、かつ、次の(ロ)により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、設計業者を除き、３者以内とする。

(イ)　各構成員が建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれと同等として取扱う場合がある。

(ロ)　共同企業体の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30%以上、３者で構成される場合にあっては20%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

(4)　保留床棟敷地共有持分の譲受に関して、次のイからハに掲げる条件をすべて満たしている者であること（複数の者で構成する場合は、譲受を行うすべての者が次のイからハに掲げる条件を満たしていること。）。

イ　次の条件を満たす者

(イ)　本募集要領に定められた建築物に関する事項に適合する建築物を建設しようとする者であること。

(ロ)　(イ)に規定する建築物の建設に必要な経済的基礎及び事業を的確に遂行するために必要なその他の能力が十分な者であること。

(ハ)　保留床棟敷地共有持分の譲渡の対価の支払能力がある者であること。